

会議名称	平成26年度 第2回杉並区地域自立支援協議会
日時	平成26年8月28日(月) 13:30~16:00
場所	区役所西棟6階 第5・6会議室
<p><出席委員> 高山由美子委員(会長)、神作彩子委員(副会長)、小笠原みのり委員、金子めぐみ委員、菊地英治委員、大和田耕平委員、竹嶋美歩委員、加藤恵愛委員、長野達也委員、清水豪委員、田中直樹委員、岡安容子委員、鈴木正道委員、春山陽子委員、甲田潔委員、平田愛子委員、下田一紀委員、高橋和哉委員、小野寺肇委員</p> <p><欠席委員> なし</p> <p><幹事> 保健福祉部障害者施策課長：武井浩司 保健福祉部障害者生活支援課長：坪川征尋 保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長：山崎佳子</p> <p><事務局> 障害者施策課：直井誠、目黒紀美子、藤井志乃、星野健、池田恵子(記録) 障害者生活支援課：長谷川比呂子</p>	
<p>【次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長挨拶 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幹事会より (2) 相談支援部会より (3) 地域移行促進部会より 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第4期障害福祉計画策定に向けて (2) 杉並区の障害者の就労支援について 5 区からの報告事項と質疑 6 その他 7 閉会 	
<p>【配布資料】</p> <p>資料1-1 平成26年度第1回杉並区地域自立支援協議会で出された意見と課題整理 資料1-2 杉並区地域自立支援協議会の運営と専門部会について 資料2 相談支援部会活動報告 資料3 地域移行促進部会活動報告 資料4-1 総合計画・実行計画改定調書 資料4-2 保健福祉計画体系図(障害児)</p>	

資料 4-3 保健福祉計画体系図（障害福祉分野）
資料 5-1 杉並区の障害者の就労支援について
資料 5-2 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議の概要
資料 5-3 杉並区障害者雇用支援ネットワーク会議実施状況と予定
資料 5-4 杉並区障害者雇用支援事業団平成 25 年度事業報告抜粋
別冊資料

【内容】

1 開会

今年度第 2 回の杉並区地域自立支援協議会を開催します。今回より傍聴席を設けています。本日の資料の確認をします（省略）。

東京都地域自立支援協議会の交流会は希望がなかったため、事務局から 2 名参加し、次回内容を報告させていただきます。

2 会長挨拶

お忙しい中、出席いただきありがとうございます。昨日からすっかり気温が下がり涼しくなりました。各地で災害が多発しており、高齢者や障害者の方もたくさんいるのではと思います、心が痛いです。災害時には特に地域のつながりが重要になってくると思います。改めて地域のつながりを考えていきたいと思います。今年度から協議会の回数が 1 回増え、年 4 回となり、夏の時期は初めての開催です。今回から傍聴が始まりました。参加いただきありがとうございます。内容は盛りだくさんですが、委員の方々もいつもどおり積極的な発言をいただき、運営への協力をよろしく願います。

3 報告

(1) 幹事会より

資料 1-1 について、前回の協議会で出された意見と課題を幹事会で確認したことを説明。

協議会の公開性については、傍聴を可能にするよう準備し、チラシを配布するとともに「の～まらいふ杉並（ホームページ）」でも周知を行った。

資料 1-2 の図は、前回の協議会での意見をもとに手直しをしたことを報告。

就労支援については、前回も確認したとおり協議会の議論が十分ではなく課題が出せていないため、議題として取り上げ、課題を共有する必要があるということになった。今回の議題にあげ、ワークサポート杉並より就労支援の状況について情報提供をしていただくこととした。

シンポジウムについては、開催の目的はこれまで同様と確認。幹事会で基調講演のテーマを「障害者権利条約」に関することとし、パネルディスカッションを行う。実行委員は会長、副会長、委員の数名の方に協力いただき、9 月に第 1 回の実行委員会を開催予定。次回の協議会で報告する。保健福祉計画については、自立支援協議会の意見を反映させるために計画部会に合わせたスケジュールを組んでいる。計画部会には自立支援協議会の委員より 2 名出席していただいているため、後ほど計画部会の内容を報告していただくよう議題に入っている。

(2) 相談支援部会より

資料 2 について報告。今年度は 4 つのテーマでグループごとに活動している。

・A グループ（高齢期の支援について）

6 月、7 月に 2 回実施し課題検討を行っている。ケアマネジャーやケア 24 の職員を招いて事例を通じた意見交換会も企画している。ケアマネジャーは資格証があるが、相談支援専門員に

はそれがないため、利用者に理解していただくことに難しさがある。

ケアマネジャーとの交流については、改めて連携強化について検討する。

・Bグループ（重症心身障害児（者）のネットワーク構築について）

7月に実施。これまで重症心身障害児者についての課題を共有する場がなかったため、今回その場を設けることができよかったとの意見があった。次回は居宅での事例を深めていく。事例や情報については、本会の委員である大和田委員、平田委員にもご協力をお願いしたい。医療的な情報については、甲田委員から情報をいただきたいのでよろしくをお願いします。

・Cグループ（障害者に対する住宅関連の支援について）

7月に実施。東京都の自立支援協議会のシンポジウムで報告があった「中野区地域生活支援センターせせらぎ」を訪問し、居住サポート事業等に関するヒヤリングを実施した。せせらぎと連携している不動産業者にも話をうかがった。不動産関係者との連携が広がり、情報や相談がはいるようになった。身だしなみや書類の準備など、住宅を借りる側や支援者にも心がけることがある。不動産事業者と福祉関係者の関係作りは必要だが困難も多い。今後、杉並区でどのような取り組み、ネットワークづくりが必要か検討したい。

・Dグループ（手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについて）

月に1回集まって検討している。新しく集まったメンバーも多いため、どのような困難があるのか、障害別に事例を持ち寄って検討する作業を行っている。触法等の行動があり既存の社会資源やネットワークだけでは、支えることが難しいケースなど、社会のルールをどのように伝えていくのか。周囲から見ると支援が必要だが、母子密着など親子関係の影響が大きく、周囲の支援を受け入れないケースもある。困難ケースに対するマンパワー不足やライフステージにおける支援の切れ目があり、支援のネットワークをどのように作っていくかが大切。

小野寺委員に特別支援学校では社会のルールをどのように教えているのかお聞きしたい。

・相談支援部会の活動について報告がありましたが、医療や教育についての課題も出されてしまったので、委員の方からご意見をうかがいたい。

・医療的ケアに対応できる医療機関はそれほど少なくない。在宅であれば区内に70か所以上ある。在宅医療診療所があり高齢者在宅支援課が「在宅医療相談調整窓口」という事業で医療機関を紹介するシステムがある。施設では条件があり厳しい。フローレンス（重症心身障害児の保育園）では嘱託医選びに苦労した。小児科は保育園の園医を複数やっている医師も多いため、今回は時間が短かったこともありなかなか見つからなかった。「あおぞら診療所」も在宅医療で杉並区まで来ている。下町の方にある診療所で在宅専門で小児を診療している。16kmルールというのがあるが、杉並区内でも訪問診療をしている現状はある。杉並区内でも小児で新生児をやっていた医師もいるはず。医師会に聞いてもらうといいと思う。

・「在宅医療相談調整窓口」のパンフレットがありますのでお配りします。

・肢体不自由児、重症心身障害児者の課題は、大きな課題と考えている。都内の入学児童では医療的ケアが必要な児童が増えている現状がある。卒業後の進路にも影響があり、受け皿が少ない。ネットワークを作り課題を集めて、永福学園の児童の現状も情報提供したいと思う。私も積極的に関わっていききたいと思う。

・情報が集まらない悩みはある。パンフレットのことも今日知った。皆、大きな病院からあたり、厳しい現状があった。地元を向けて70か所からあたっていこうと思う。大和田委員には事例をだしていただきたいので、ぜひよろしくをお願いします。

・キーワードは連携とネットワークですね。情報があればつながることも多いので情報共有は大切ですね。相談支援が個別支援だけでなくどことどれだけつながれるか、難しいと言っていないでそれが重要ですね。自立支援協議会がまず緩やかなネットワーク。個別の支援につながるような課題解決型のネットワークになるとよいと思います。

(3) 地域移行促進部会より

資料3について報告。

昨年度からの継続の議題である「地域定着支援」について、対象者や使い方のイメージを具体的にまとめていく必要があると確認された。各委員から具体的なイメージの事例や実際に活用している事例をもとに議論する。入院や入所に至らない環境づくりのために「地域定着支援」を有効活用できるとよりよい支援につながるという意見もあり対象者のイメージが広がる可能性がある。法改正により矯正施設からの退所者が地域移行支援の対象者となったが、地域の受け入れ窓口や各地域の進捗状況について情報共有していきたい。今後の事例検討の中で、「地域定着支援」について支援者に知ってもらい、さまざまなサービスも含めて考えていきたい。9月30日に事例を持ち寄っての検討をスタートする予定。

4 議題

(1) 第4期障害福祉計画策定に向けて

資料4-1、4-2、4-3について説明。障害者施策の柱は3つで施策16、施策17、施策23。施策16「障害者の社会参加と就労機会の充実」の主な取り組みは3つ。1の「重度障害者通所施設の整備」は特別支援学校卒業者の受入れが主。2の「障害者の就労支援の充実」は、以前から力を入れてきているが困難も多い。後ほどワークサポート杉並の長野委員から報告がある。3の「障害者の社会参加支援の充実」は、これまで「移動支援の充実」だったが、今回は「スポーツ」をキーワードにしている。2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に障害者スポーツの普及・振興策を実施していきたい。施策17「障害者地域生活支援の充実」の主な取り組みは3つ。1の「障害者の相談支援の充実」は、平成24年度まで区は委託の相談支援事業所が6か所あったが、昨年4月から3か所の「すまいる」ができ相談支援体制が変わった。地域移行支援や高齢障害者の相談支援体制の充実に向けた検討を進めていく。2の「障害者のグループホーム・入所施設の整備」は重度障害者のグループホームは下井草にできるグループホームのよう区有土地利用等での整備を検討。区内の重度障害者の入所施設も必要との意見があり整備していく。3の「障害者の権利擁護の推進」はこれまでは「虐待対策の推進」だったが、障害者権利条約の理念を普及するための方策を検討し具体化していく。4の「成人期発達障害者支援の充実」は、これまで成人期発達障害者の支援について保健分野で実施していた「デイケア」と福祉分野で実施していた「社会適応支援事業」を統一的な考えで実施していくため、初期相談や専門プログラムの実施、継続的な支援策の検討、実施をしていく。施策23「障害児支援の充実」

の主な取り組みは2つ。1の「未就学児療育体制の充実」は発達障害児の増加と障害の重度化など障害児の種別や程度に関わらず未就学児が十分な療育を受けられるよう支援体制を充実していく。2の「障害児の放課後支援の充実」は、これまで「地域デイサービス」だった事業を「放課後等デイサービス」に移行し、重度心身障害児に対応する放課後等デイサービスの事業所を整備していく。資料4-2, 4-3の黒塗りの部分が重点項目。9月に計画部会を予定している。

・現在計画部会で検討しており変更もあると思うがよいものにしていきたい。計画部会で議論の上がった部分について補足すると、重度障害者通所施設の整備については、利用者の高齢化により就労が難しくなり福祉サービスに移行するケースも見込んだ数値となっている。医療的ケア利用者の増加への対応の検討が追加されている。知的障害者、身体障害者相談員が形骸化しているのではという意見もあった。入所施設の整備は権利条約と逆行しているのではという指摘もされたが、立場により考え方も様々でかなり議論があった。成人期発達障害者支援は現在アセスメントシートを作成中。居場所としての機能に対する意見も出ている。障害児支援については、区内の療育体制が見えづらく知らないことも多い。民間の児童発達支援事業所は軽度、重度障害児はこども発達センターが対応し、かなりカバーしてきているが、重度発達障害児の受入れが必要との意見もあった。

・補足は特にないが、計画部会へは初参加。計画部会が計画を練るところなのか、承認するところなのか、まだわからないところがある。入所施設の新規開設については反対と言った。計画策定の経過がどのように区民に周知されるのか不明ところもある。

・計画部会に参加してみて、どのくらい目標が達成されているのか、相談支援部会で検討した部分が計画の中に反映されているということは感じている。部会の中での意見がどのように反映されていくのか、議論のプロセスが見えてくる仕組みがあるとよい。

・この部会の位置づけについて田中委員からご質問があったが、計画の案は事務局が作らざるを得ないが、部会で意見をいただくということになる。議論したことをすぐに反映できないとしても、現制度の課題としてとらえている。身体障害者・知的障害者相談員の形骸化の意見が出されたがピア相談員との整合性についても検討が必要。入所施設については権利擁護の観点からは反対だが、区内で生活できる場としてあった方がよいのではという意見もあった。多数決をとるものではないが意見は集約していきたい。

・見る側にとって議論のプロセスは見えづらい。どの自治体も抱える悩みであり苦勞している。詳細な議事録も出ないなど、参加して感じたことはある。自立支援協議会と計画作成とのつながりが、今回初めてクリアになった。次回の計画部会は9月。皆さんからそれぞれの実践の場でのつながりもあると思うので、ご意見をいただきたい。

・すまいる荻窪の「地域移行の相談」について少し説明したい。オブリガードで実施していた退院促進からの流れで精神科病院に長期入院している方が地域に戻るよう支援している。今年度、地域ネットワーク推進係とで近隣の病院にPRを行った。昨年度は3名、今年度は1名が対象。ピア相談員の力が大きく、病院を訪問し対象者への動機づけの支援をしている。地域移行支援のサービスにつなげていくが、区内で受けられる事業所が少なく近隣区等の事業所に依頼している状況。区内で地域移行支援、地域定着支援が進むよう、相談支援事業所も忙しいと思うが、このテーマで話し合えるとよいと思う。今後も協力していやっていきたい。

- ・現状は地域移行支援に関われないくらい計画作成で手一杯。就労支援については都内の就労移行支援事業所等に同行したりもするが、なかなか定着しない状況がある就労継続B型なら区内が多いので連携をとりやすいが、就労移行支援事業所は区がいが多く連携が難しい。情報も少ないため何らかの情報が無いのか。
- ・すべてではないがワークサポート杉並にパンフレットを持っていくところはあるが、すべての把握は難しい。ワークサポートとしてできるサービスとしては、本人が就労したいということで一緒にプランを考えていくことなので相談や連携は可能。
- ・就労支援について計画を充実させても具体的に現場でどうすすめていくかが重要ですね。
- ・計画の中での数値で27年実施については、ある程度具体化の見込みのあるものなのか。
- ・区の実行計画については財政的な裏付けもあった上で計画にのせている。この計画については、ある程度の目星を持って計画しているものとそうでないものもある。ここに入れたということは、やっていかなければならないというものとして捉えていただきたい。
- ・「障害者の社会活動」とは何をイメージしているのか。「高齢障害者相談支援の充実」について計画部会での意見があったら教えてほしい。
- ・社会活動とは余暇活動以外の活動。高齢障害者の相談支援については前回の部会での意見はなかった。相談支援部会や窓外者団体からの意見等の中で、介護保険に移行したときにケアマネジャーに障害者について理解してもらえないという声を聞く。ケアマネジャーに障害特性等を理解してもらえるようにしていく必要はある。
- ・社会活動には区政への参加も含まれている。高齢障害者の相談支援については前回の部会には出ていなかったが、相談支援部会でも課題に上がっているのでぜひ部会の中で話し合っていきたい。
- ・障害者地域相談支援センターの相談件数が22,000件となっているが、地域包括支援センターは区内20か所あり、1所5,000件の相談件数でもバタバタしている。1か所7,000件を超える相談は多くて大変なのではないか。
- ・24年度の7か所の委託相談支援事業所の相談件数は年間27,000件。昨年度は21,000件超だが、電話相談も含んでの数となっている。
- ・相談件数は多く多岐にわたる相談が入っており、スマイルには負担をかけていると思う。今までどこにもつながらなかった方の相談もある。
- ・大変だが指定特定相談支援事業所の大変さを思えば、何とかここで踏ん張ろうと思う。やってよかったと思うのは在宅の方がひょっこり来てくれたり、新規の相談が毎日のようにあること。新規相談は月に30~40件ある。ケアマネさんと65歳以上の障害者の引きこもりの方の訪問をしたりもしており、お互いに地域の中での相談をうまく充実させていけるとよいと思う。
- ・すまいるには苦勞をかけていると思う。計画相談は今年度中に全件作成することになっており、特定相談支援事業所の皆さんは大変だと思う。杉並区は特定相談支援事業所が23区で一番多く、セルフプランを作らずに特定相談支援事業所に依頼しているため、作成数や経済的な苦勞をおかけしている。
- ・もう一つ議論いただきたいことがあります。計画部会に参加している委員の方から協議会委員に聞いておきたいことがあれば出していただきたい。

- ・宿題をいただければいいと思う。「社会活動」もついては気づかなかった。どこで決めるのかは別として。高齢障害者については、B型作業所の150名中、1割は65歳以上。自分たちも介護保険の事業所を運営しており、職員もケアマネの資格を取ったりしている。
- ・入所施設については議論になったので生活の場をどうするか、結論が出るものではないと思うが意見をいただけると持ち帰れる。
- ・入所施設についてはいかがでしょうか。たくさん意見があった方がいいと思いますので。
- ・現場で仕事をしていると、施設があった方が「楽」ということはあるが、それをやってしまうと後戻りしてしまう。ここで踏みとどまって不便なところを整備していく方向にもっていきたい。入所施設で完結されてしまうのはどうなのか、と思う。
- ・入所施設は本来の支援ではないということだと思う。情報サイトの「の～まらいふ」はノーマライゼーションとかけてますよね。スウェーデンでノーマライゼーションを提唱した方が日本に来て講演したが「ノーマライゼーション7カ年プラン」に入所施設を作る数値が入っていたことに怒っていた。自分が実現しなかったノーマライゼーションとは違う、入所施設を作らないということだと話していたが、実はとても重要なことだと思う。杉並でもここだけは守りたいという点にはつながっていると思う。部会で議論があったことも健全なことと思った。計画部会に参加のおふたりにはご負担をおかけするが、次回の計画部会の協議をよろしくお願いします。
- ・コミュニケーション支援については、すまいるで代読、代筆サービスを行っている。聴覚障害者などのコミュニケーション支援や、特に知的障害者のコミュニケーション支援についても、杉並ならではのこをできればと思う。

(2) 杉並区の障害者の就労支援について

- ・次のテーマに移ります。杉並区の障害者の就労支援については、幹事会の報告にあったとおり、協議会の中で課題共有が足りていないということを確認し、今回議題としてあげることとなり、杉並区障害者の就労支援の分野でご尽力されている長野委員から障害者就労の課題について情報提供いただくこととなりました。長野委員よろしくお願いします。
- ・今回はワークサポート杉並の事業内容や実績、雇用支援ネットワークのこと、障害者就労を取り巻く状況等について資料5-1、5-2、5-3に沿ってご説明したいと思います。5-4は決算報告からの抜粋です。資料5-1より、ワークサポート杉並の目的は3つ「障害者の一般就労の機会の拡大」「障害者が安心して働き続けられるよう、地域社会と連携して就労面と生活面の支援を一体的に提供」「障害者の一般就労を促進し、障害者の自立と社会参加の一層の促進に役立てること」としています。昨年度は78名就職、週20時間以下の就労が多く就職者数は都内では一番良かった。事業の柱は2つ「区市町村障害者就労支援事業」（区から委託）、「就労移行支援事業」。
- ・就労移行支援事業所が区外にたくさんあり、どんな事業所なのか情報がなく困ることがある。
- ・区外にある事業所でも、パンフレットを持参してくるところもある。すべてを把握しているわけではないが、情報提供できることもあるのでご相談いただければと思う。
- ・職員構成では非常勤職員は月16日勤務。資料の利用時間は9:00～17:00に訂正をお願いします。事業の構成は3つ、①区市町村障害者就労支援に関わる事業（都制度） ②上記①以外で区が独自に委託している事業 ③上記①と②を受けて事業団が独自に実施している事業がある。資料内

1-5 の③では特別支援学校等との連携は毎年 10～15 名の登録あり。区内の作業所等からの就職者は 20 名程度ある。1-6 の①は区役所ワークチャレンジ事業、②はすぎのき生活園の清掃事業委託、⑤の職業評価は厚労省の一般適正検査を行う。3 回ほど通所して評価を行い支援に役立てる。1-7 の①は仲間づくりを目的に知的障害者の方に対し「たまりば」という余暇支援事業を実施している。毎月第 2、4 金曜日夕方に利用者主体で運営、弁当を食べたりゲームや交流をしている。職員のコーナーではビジネスマナーやスキルアップなど、参加者から意見を出してもらいまとめている。精神障害、発達障害の方については、模索中。1-8 相談から支援の流れについては、前回に配布したワークサポート杉並のパンフレットがわかりやすい。利用登録には通院、服薬等の主治医の意見書が必要な場合もある。就労移行支援事業については資料 5-1 の 2 を参照。事業内容は「コープ」の清掃等を毎日行っている。軽作業や清掃等を行い、本人の適性をアセスメントしていく。支援者が常時 2 名は訓練室にいる。20 名定員だが 10～15 名の利用者がいる。ご希望があればご相談を。最近は民間の就労移行支援事業所が増えてきている。ワークサポートには、障害のある方の就労を取り巻くさまざまな相談が寄せられている。世の中の情勢を知らないとコーディネートがうまくいかない。都や国のサービスにつなげたり、ハローワークへの同行、企業の面接同行も行う。職場実習は重要。通勤時間もハードルになる場合もある。定着支援も重要で、セキュリティの面から職場に直接いけない場合もあり、職場外や時間外での面接もしている。離職後の支援についても実施している。ジョブコーチ支援を行ったり、会社側の相談にも乗っている。精神障害者については、体調の面や障害特性から長い時間の就労が必ずしも良いことばかりとは言えない。主治医との連携、通院同行も行い、本人の意思を尊重しながら本人に合った就労の形態を検討していく。

・資料 5-1 の 4 障害者雇用に関する主な法改正。平成 22 年度から短時間労働も法定雇用率にカウント。平成 25 年度からは法定雇用率は 2.0%に。平成 27 年度からは障害者雇用納付金制度が適用される対象範囲を常用労働者 100 人を超える企業に拡大。平成 30 年度からは精神障害者の雇用も完全義務化の予定。

・資料 5-1 の 5 雇用支援ネットワーク会議等について。資料 5-2、5-3。今年度の実施状況については表を参照。8 月にマルイキットセンターへの見学を実施した。雇用支援ネットワーク会議等で就労支援に関する課題が出されている。「作業所等の新たな就労希望者の掘り起こし」「支援者のスキルアップ」「中途障害者の就労相談」「障害特性の受容が不十分な当事者、家族への対応」「高齢の知的障害者などの退職後の支援」「高齢の身体障害者、精神障害者等の就労機会の提供」「発達障害者、難病患者などの就労機会の提供」「区内及び近隣での職場実習、就労機会の開拓」など多くの課題がある。今後も就労支援の課題について、皆さんと一緒に考えていければと思う。

・(当事者委員に対して) 仕事を続けてきてどんなことがうれしい、楽しいですか？今まで困ったことや心配なことは？

⇒店長さん、パートナーさんとかやさしくて楽しく仕事できています。開店準備の時に食券機にお金を入れたりしています。(困ったことは) 今はないです。前は違う企業にいたので、18 歳から 30 歳まで働いていた。その時はいろいろあったけど今は楽しいです。

・先ほどケアマネジャーが障害の知識がないという話が出た。どうしてそうなのか調べてもらいたいと思う。

⇒相談支援部会の中でケア 24 との交流なども検討しているようですので、そちらでの対応をお願いします。

・特別支援学校で進路指導をしているが、今日もワークサポート杉並の方と会っていた。企業側は支援機関とセットでの就職が一般的になっている。実際に受ける企業側は杉並区だけの方を受けているわけではなく、企業は支援機関の力量をみている。ワークサポートのマンパワー不足を解消することが重要と思う。学校は3年間はアフターフォローすることになっている。ワークサポートの職員と学校の教員の日程調整をすることが一番大変である。そのくらい忙しい状況。

・職員は非常勤もあり、人によって担当する人数は異なっている。常勤職員で多い人は一人 50～60 人、若い職員は 20～30 人、平均しても一人当たり 40～50 人の担当をしている。

・次回以降、皆さんから課題や事例をあげていただけると共有できてよいのではないのでしょうか。ご協力いただけるとありがたい。なんとなく皆さんうなづいてくださっているようで、幹事会の中で検討したいと思います。次回に向けて事例の提出など、声かけがあるかと思いますがご協力をお願いします。本日の議題についてはこれで終了とします。では事務局にお返しします。

5 区からの報告事項と質疑

・本日配布しました「別冊資料」がありますので、内容をご確認ください。

11月6日午後に障害者の権利擁護に関する講演会を予定しています。講師は東洋大学教授の高山直樹氏です。障害者権利条約の批准を受けて、具体的なお話をさせていただく予定です。ぜひご参加ください。

・サービス等利用計画作成に関して、5月末で4割とのことだが、現在はどうなのか？

⇒7月末で1200件弱、5割くらいとなっている。

・残り何件あるのか、聞きたくはないが…今は毎月何とか乗り切っている状況なので、最新の状況を協議会でも共有してほしい。

⇒了解しました。

7 閉会

・時間となりましたので、今年度第2回地域自立支援協議会は終了します。

次回は11月末頃の開催予定です。日程が決まり次第連絡します。

以 上

※ 次回日程 12月2日(火) 13:30～16:00 区役所内会議室で開催

※ 次回については事例を扱うため「傍聴なし」とします。